



# 島根県報

平成30年9月18日（火）

第3,041号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（       "       ）	3
保安林の指定施業要件の変更	（       "       ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（       "       ）	4
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正	（雇 用 政 策 課）	4

### 【特定調達公告】

平成30年度漁業試験船「島根丸」定期検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の落札者等	（水 産 課）	5
浦郷警察署警備艇うらかぜ平成30年度定期検査整備工事に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5

**告 示****島根県告示第622号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐は択伐による。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

---

#### 島根県告示第623号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 9 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 保安林の所在場所

大田市川合町川合字芋原5132

##### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 9 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町上口羽1501-1、1501-7、1501-11、1501-12、1509-1から1509-3まで、1512-2、1512-8、1512-11、1513-4、1513-6から1513-10まで

##### 2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

##### 3 変更後の指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第625号

平成30年島根県告示第179号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年 9 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町河内35-3、1363-1、1369、1369-2	寺井 修治
浜田市三隅町河内52	酒田 岩子
浜田市三隅町河内277-1、1489-4	三浦 清
浜田市三隅町河内282-1	岩本 クリ
浜田市三隅町河内1083-1、1083内1から1083内6まで、1086、1694、1694内1、1694-2、1699、1699内1、1706、1706内1から1706内3まで	浴林 ヒサヨ
浜田市三隅町河内1153、1722、1724、1726、1727	三隅開発有限会社
浜田市三隅町河内1154、1716-3、1725	光田 慶一郎
浜田市三隅町河内1154、1716-3、1725	光田 悟郎
浜田市三隅町河内1154、1716-3、1725	光田 典子
浜田市三隅町河内1361-9	榎田 美香
浜田市三隅町河内1365、1365内1、1369内1	寺井 三信
浜田市三隅町河内1370-1	寺井 正明
浜田市三隅町河内1409内1	北川 美由紀
浜田市三隅町河内1409内1	濱口 瑞枝
浜田市三隅町河内1444-1、1444-2	杉山 晃大
浜田市三隅町河内1489内1	斉藤 徳一
浜田市三隅町河内1509-1	無限責任黒沢信用購買販売利用組合
浜田市三隅町河内1528	久保 玉治
浜田市三隅町河内1671	熊谷 菊一
浜田市三隅町河内1671	玉田 晴夫
浜田市三隅町河内1696、1703	無限責任西隅信用購買販売利用組合
浜田市三隅町河内1737	高浦 孝昭
浜田市三隅町河内1755、1756-1、1756-2、1756-4	榎田 雅孝
浜田市三隅町河内1756-3、1757、1757-1、1757内2	大湊 理夫

## 島根県告示第626号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成29年島根県告示第406号）の一部を次のように改正し、平成30年9月18日から施行する。

平成30年 9 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号の表及び第3号の表中「製版」を「プリプレス」に改める。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 役務の名称及び数量

平成30年度漁業試験船「島根丸」定期検査及び修繕整備工事 一式

### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県水産技術センター総合調整部 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

### 3 落札者を決定した日

平成30年 8月24日

### 4 落札者の氏名及び住所

サンセイ株式会社 下関工場 工場長 西田 裕則 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号

### 5 落札金額

82,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 7 特例公告を行った日

平成30年 7月13日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 9月18日

島根県警察本部長 今 村 剛

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札の件名

浦郷警察署警備艇うらかぜ平成30年度定期検査整備工事

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期限

平成31年 3月29日（金）

#### (4) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「5車両船舶類」、中分類「(2)船舶」に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ若しくは製造の請負に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 警備艇うらかぜ主機関本体（MTU製）の整備実施にあたり、MTUの職員又はMTU代理店の職員の派遣を受けて実施できる者であること。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課装備第一係  
電話 0852-26-0110（内線2245）
- (2) 入札説明会  
行わない。
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法  
平成30年9月18日（火）から同年10月29日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。  
なお、郵便、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。
- (4) 入札書の提出期限  
平成30年11月14日（水）午後2時30分（郵送による入札書提出にあつては、正午までに到着していること。）
- (5) 入札及び開札の日時及び場所等  
ア 日時 平成30年11月14日（水）午後2時30分  
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室  
ウ 開札 即時開札
- (6) その他  
ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## 10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 11 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

## 12 契約書作成の要否

要する。

## 13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

(1) Subject matter of tender :Urago police station Patrol boat Urakaze 2018 fiscal year Periodic inspection and maintenance

(2) Bid tendering Date :November 14, 2018, 2 : 30 p.m.

(Bids by Post must be received by noon on November 14, 2018)

(3) Contact information :Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan  
690-8510 (Phone : 0852-26-0110 (ext.2245) )